

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
 email: BQE06513@nifty.ne.jp
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>

- p.1 組合学習会の案内 p.2 立命館大学における非常勤講師の年次有給休暇問題
 p.2-3 大阪経済大学と賃上げ求め定期交渉 p.3 立命館大学労働者代表選挙結果について
 p.3 関西学院大学で病気休職問題解決 p.3-4 国立大学非常勤職員問題について
 p.4 夏期カンパのお願い

奨学金問題と高学歴ワーキングプアについて、一緒に学習し、議論しませんか！

最近、経済不況の影響を受け経済的理由で大学の進学を断念したり、中途退学を余儀なくされたりする学生が増えています。そのような中で奨学金の重要性はますます増えています。ところが、日本学生支援機構(旧日本育英会)は近年、無利子の奨学金を減らし有利子の奨学金を増やし教育ローン化をすすめています。さらに、奨学金の返済が延滞している人に対し法的措置による強制的な取立てと同時に個人情報

機関に通報されクレジットカードや住宅ローンが組めなくなるという事態が起っています。

今回の学習会では、『高学歴ワーキングプア』(光文社新書)の著者である水月昭道さんを講師に迎え、「奨学金問題と高学歴ワーキングプア」について学習し、議論をします。多数の皆さんのご参加をお待ちしています。

日時: 7月25日(土)午後2時~5時
場所: エルおおさか5階研修室3
講師: 水月昭道さん
(立命館大学衣笠総合研究機構研究員・浄土宗本願寺派僧侶)

(エルおおさかは地下鉄・京阪電車の天満橋駅と北浜駅の間にあります。)



雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール: sodan@hijokin.org(随時)

立命館大学における非常勤講師の年次有給休暇(年休)問題

内藤義博

私は昨年12月24日(水)の授業を年休を使って休講し、今年1月10日(土)に休講の補講を行った。しかしこの補講分の給与が振り込まれないので、3月下旬に人事課長に理由を問いただしたところ、「立命館大学では補講日も就労日としており、補講日も含めた就労日に規定の給与を支払っているので、補講分の追加の給与を支払うことはない」と回答してきた。この回答に納得がいかない私は京都上労基署に賃金未払いの申し立てをしたが、労基署からの回答は、下記の就業規則がある以上は賃金未払いと認定できないというものであった。現在、私は京都労働局に助言・指導の申し立てを行っているところであるが、この問題について私見を述べたい。

第一に、「立命館大学非常勤講師就業規則第13条2」では「非常勤講師が、契約期間中に年次有給休暇を取得したことにより、所定の回数の授業を行なえなかった場合、法人が定めた期間内に所定の回数に到るまで補講を行わなければならない」とされている。この規定は、労働者の当然の権利である年休取得にたいして補講という追加労働を強要している点で、またこの追加労働にたいして給与を支払わない

点で、二重に不当ではないか。さらに補講しなかったら、就業規則違反で雇い止めにされかねない。いったいなんのための年休なのか。

第二に、年休取得による補講分の給与を支払わない理由とされている「補講日は就労日とする」(「就業規則第10条2」という規定もまったく納得できない。労基署からの聞き取りに対して大学は「補講日」とは「統一補講日」のことでと回答している。この「統一補講日」、2008年度には3日間(一学期あたり)だったのに、2009年は5日間に増えている。おまけに大学規定の補講届用紙には「統一補講日」にできなかったら「統一補講日」以外の日でもいと書かれている。こうなってくると、規定の給与に含まれていると大学が説明する補講日がいったい何日分なのか不明である。このように恣意的な労働日規定にもとづく労働契約は法律違反ではないのか。

以上のことから、私は上記の「立命館大学非常勤講師就業規則第10条2」と「第13条2」は撤廃すべきであり、また年休取得による補講にはその分の給与を支払うべきだと考える。皆様のご意見をお寄せ願いたい。

大阪経済大学と賃上げ求め定期交渉！

5月14日に大阪経済大学と定期交渉をおこなった。同大学とは昨年11月にも賃上げと昇給制度の設置を求め交渉し今年1月末までに回答すると約束したが期限内に回答せず、2月に大学側から出された文書回答では「今年度と

変更なし」の一言の回答。組合は、これは不誠実な回答だとし追及し大学側もこれを認め謝罪した。また、組合は賃金について専業非常勤のCランクの賃金(1コマ月額25000円)は安すぎると追及し、大学側から「確かに安すぎる」との

回答を得た。さらに、組合が他大学のように年齢や勤続年数で昇給する制度をつくれと要求したところ、大学側は「他大学を参考にして見直す方向」と回答した。組合は賃上げや昇給制度について早急に結論を出すよう要求したが、

大学側は3月の予算が決まるまで賃金の具体的な金額や制度変更の具体化は困難と回答し、予算が決まれば組合に連絡し再度、交渉することになった。
(文責・江尻)

立命館大学労働者代表選挙結果について

今回、立命館大学で労働基準法及び育児・介護休業法等関連法規に基く労働者の過半数代表者選出選挙が行われ、衣笠キャンパスにおける代表選挙に非常勤講師組合から内藤義博副委員長が立候補しました。結果は次の通りです。

- (1) 総投票数 656 票 有効投票数 530 票 無効投票数 126 票
- (2) 各候補者の得票数
内藤義博さん 205 票
高橋直人さん 325 票(専任組合)

残念ながら当選には及びませんでしたが、内藤さんの得票率は38.7%ありました。この数字は立命館大学で働く非正規教職員がいかにか現在の労働や雇用環境に不安や不満を持ち、非正規の代表に期待を寄せているかということを示しています。ゼネラルユニオンとユニオンぼちぼち立命館大学分会の支持、応援もいただきました。今後とも引き続き立命館大学の非常勤講師を含む非正規雇用者の利益を守るため頑張る決意を新たにしています。

(文責 嶋田)

関西学院大学で病気休職問題解決！

関西学院大学の非常勤講師Aさんが手術のために7月を休職しなければならなくなり、コーディネーター担当の専任教員にそのことを連絡したところ、コーディネーターとしての役目を果たさず、Aさんとのあいだにトラブルを起こした。Aさんはそのために多大な精神的なストレスを受けたことから、組合に相談をしてきた。組合はAさんの入院がさし迫っていることもあり、誠実

で迅速な解決を大学に要求したところ、この専任教員による謝罪という要求はかなわなかったものの、それ以外についてAさんの要求どおりに合意し、問題が解決することになった。それにしてもこの専任教員は以前もトラブルを起こしており、これで二度目。三度目は大学の「指導」だけでは済まない！
(文責・内藤)

国立大学非常勤職員問題について

2004年の独法化後、各国立大は1年契約の非常勤職員の契約更新を3年/5年に制限しました。京都大学は5年に制限し、来年に約100人の非常勤職員が雇い止めされます。そこで京都大学時間雇用職員組合ユニオン・エクスタシー<<http://extasy07.exblog.jp/>>の組合

員2名が、5年条項撤廃を求めて団交開催の為に、吉田キャンパス内にテント村を設けストライキを続けています。大学はこの2名を雇い止めにして団交に応じず、更にテント撤去を求めて京都地裁に提訴し、組合側も京大職員の地位確認を求めて7月1日に提訴しまし

た。

また各国立大は人件費削減の為に常勤職員を削減して非常勤職員に置き換え、常勤と同じ仕事を低賃金でやらせています。大阪大学は非常勤職員の賃金に「平均的通勤費年間

18万円(大学発表)」「(阪大分会ニュース No.49)を組み込んで賃下げし、関西単一労働組合大阪大学分会が賃上げ等を求めて当局と交渉しています。両組合に御支援を。
(文責:新屋敷)

夏季カンパのお願い

日ごろより当組合の活動にご理解をたまわりありがとうございます。今年で組合結成 5 年目ですが、昨年は関学大、関西大などで非常勤給のアップを勝ち取りました。また多数の労働相談も寄せられ解決してきました。しかし、財政的には苦しく、こうした活動は皆様のご支援なくては成りたちません。ぜひ私たちにカンパをお寄せください。郵便局にて下記までお振込みください。ご支援お願いします。

郵便振替口座番号00950-2-203528 加入者名:関西圏大学非常勤講師組合

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/>の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所()

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)

組合費: 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)

賛助会費: 1口 1000 円/年 (3 口以上の協力をお願いします)